

各保険医療機関の開設者 様
各保険薬局の開設者

北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課介護運営担当課長

介護保険法第71条第1項及び第115条の11に規定する同法第41条第1項本文及び第53条第1項本文の指定について（通知）

このことについて、貴施設は、先般、厚生労働省北海道厚生局長から、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局に指定されたところでありましたが、当該指定があったときは、介護保険法（平成9年法律第123号）第71条第1項及び第115条の11により、その開設者について、当該施設により行われる居宅サービス及び介護予防サービスに係る同法第41条第1項本文及び第53条第1項本文の指定があったものとみなされます（いわゆる「みなし指定」）のでお知らせします。

つきましては、この「みなし指定」に係る取扱いは、下記のとおりとなっておりますので、事業実施に当たっては御留意いただきますようお願いいたします。

記

1 適用されるサービスの種類等

対 象	要 件	サービス種類
病院又は診療所の開設者	保険医療機関の指定 (健康保険法第63条第3項第1項)	居宅療養管理指導 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
薬局の開設者	保険薬局の指定 (健康保険法第63条第3項第1号)	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

2 介護保険サービス事業の実施に当たっての留意事項

(1) 関係法令等の遵守

事業実施に当たっては、介護保険法及び関係法令並びに介護報酬に係る厚生労働省告示を遵守してください。

【特に留意の必要な法令等】

- 介護保険法第75条、第115条の5（変更の届出等）
指定に係る事項の変更、事業の廃止、休止、再開を行う場合は、別添様式による届出が必要です。
- 北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第95号）及び同条例施行規則（平成25年3月北海道規則第27号）**※特に通所リハビリテーションを実施される場合は、基準に定める人員の配置、施設及び設備が必要です。**
- 北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第96号）及び同条例施行規則（平成25年3月北海道規則第28号）

(2) 事業所番号について

指定居宅サービス等に係る事業所番号は次のとおり付番されます。

区 分	事業所番号（10桁）
保険医療機関（医科）	011+（保険医療機関コード・7桁）
保険医療機関（歯科）	013+（保険医療機関コード・7桁）
保険薬局	014+（保険薬局コード・7桁）

※ 法人化等により医療機関コードが新たに付与された場合、旧医療機関コードによる介護保険サービス

事業者番号は、保険医療機関及び保険薬局の廃止に合わせて職権により廃止となりますので、新しい番号が付与された日以降のサービス提供に係る請求の際は、旧事業者番号は使用されないよう御注意願います。

※ 「みなし指定」による保険医療機関及び保険薬局は、介護保険サービス事業者として道の事業者台帳に登録され、国保連合会等の関係機関に情報提供されることとなりますので、御承知願います。

(3) 届出について

① 当該介護サービスを実施する場合、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」等の提出が必要です。特に、通所リハビリテーションを実施する場合には、人員、設備及び運営に関する基準を満たしている必要があります、その確認を行いますので、詳細については、届出先の総合振興局（振興局）等へ御連絡ください。

② 事業内容に変更があった場合

別記第4号様式「変更届出書」の「変更があった事項」欄に該当する事由があった場合は、別記第4号様式により、変更後10日以内に届け出てください。

③ 指定を不要とする場合の手続き

1のサービス種類欄の事業を実施しない場合や、理学療法士又は作業療法士の配置がない病院等における訪問リハビリテーション等、本規定による「みなし指定」を不要とする場合には、別記第3号様式「指定を不要とする旨の申出書」により届け出ることができますが、当該介護サービス事業を実施する（実施予定も含む）場合は、手続きの必要はありません。

指定された事業を廃止又は休止する場合は、別記第5号様式の2「廃止・休止届出書」により廃止等を行う1カ月前までに届け出てください。

※ 各届出様式は、当課ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sus/shitei/r3kyufuhiyoshiki.html>

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sus/shitei/kaigoshitei/134987.html>

3 届出先

2の(3)については、保険医療機関又は保険薬局の所在地を所管する総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室企画総務課・地域保健室企画総務課（道立保健所）に届出をしてください。

（小樽市に所在の場合は後志総合振興局（倶知安保健所）に届け出てください。）

また、次の市町村に所在する場合は、届出先が所在する市町村となりますので、御留意ください。

所在地市町村名	届出先	所在地市町村名	届出先
札幌市	札幌市役所	今金町	今金町役場
函館市	函館市役所	南富良野町	南富良野町役場
旭川市	旭川市役所	下川町	下川町役場
北斗市	北斗市役所	苫前町	苫前町役場
名寄市	名寄市役所	中頓別町	中頓別町役場
登別市	登別市役所	湧別町	湧別町役場
松前町	松前町役場	芽室町	芽室町役場
鹿追町	鹿追町役場	利尻富士町	利尻富士町役場